

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と

支援内容に関する研究

分担研究報告書

基礎自治体における発達障害児および知的障害児の支援体制に関する全国調査

研究代表者 本田 秀夫（信州大学医学部附属病院子どもこころ診療部）

研究分担者 清水 康夫（横浜市総合リハビリテーションセンター）

研究分担者 高橋 倫（豊田市福祉事業団）

研究分担者 篠山 大明（信州大学医学部精神医学教室）

研究協力者 樋端 佑樹（信州大学医学部附属病院子どもこころ診療部）

研究協力者 野見山 哲生（信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室）

研究要旨：発達障害および知的障害の子どもに対する地域の支援体制に関する全国調査である。全国221の各基礎自治体で発達障害および知的障害の行政業務を行う障害福祉部局の担当者に、発達障害児・知的障害児の直接支援体制、連携体制、人材育成、女性・外国人等・境界知能の子どもへの配慮、差別解消・いじめ・虐待防止への対策、自治体の支援体制の課題に関するアンケート「発達障害児・知的障害児に関する支援状況調査」への回答を依頼した。

114の自治体から回答が得られ、回収率は51.6%であった。乳幼児健診を拠点とした早期発見とその後の自治体によるフォローアップ、医療機関の確保、療育、幼稚園・保育園・認定こども園への支援などについては、多くの自治体で支援体制の整備が進んできていることが示された。一方、医療機関はあるものの初診申し込みから受診までの期間は数か月かかるところもあり、医療の量的充実が必要である。人口の多い自治体では多くの機能を市で充足してきているが、小規模市や町村では基礎自治体だけで専門性を確保することが困難であり、県や圏域の後方支援が必要であることが示された。境界知能のある子への教育的配慮や障害児の差別解消への対応は比較的なされていたが、発達障害のある女性や外国人など日本語の能力が十分でない発達障害等の子どもについては、今後もっと注目して対策を講じていく必要がある。

A. 研究目的

発達障害および知的障害の子どもへの支援サービスは制度上保証されているが、人口規模、地理的条件、財政などの地域特性によって、サービスの量・質ともに異なる可能性が

ある。診断例だけでなく発達障害や知的障害が疑われる未診断例も含めた支援体制の実態を、地域特性ごとに、保健、医療、福祉、教育など多領域にわたって全国調査した調査は少ない。また、発達障害および知的障害のあ

る女性や外国人特有の課題についての研究は、国内外でもまだほとんどない。

本研究の目的は、発達障害および知的障害の子どもに対する地域の支援体制に関する全国調査である。今回は、未診断だが発達障害・知的障害の特性があり配慮を要すると考えられる子どもへの支援の実態について、さらに、女性および外国人特有の課題についても調査した。

B. 研究方法

対象は、以下の221基礎自治体で発達障害および知的障害に関する行政業務を行う障害福祉部局担当者である。

政令指定都市：全20市

中核市：全48市

施行時特例市：全36市

特別区（東京）：全23区

上記以外の市（以下「小規模市」）：47市

（全都道府県から1市ずつ抽出）

町村：47町村

（全都道府県から1自治体ずつ抽出）

政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区は、すべての自治体を対象とした。上記以外の市と町村については、まず全国の都道府県の発達障害者支援センターに担当する都道府県から1市1町村ずつ候補を選ぶよう依頼し、複数の候補が挙げられた場合にはその候補の中から、回答が得られなかった都道府県については研究代表者が任意に抽出した。

各基礎自治体で発達障害および知的障害の行政業務を行う障害福祉部局の担当者に、発達障害児・知的障害児の直接支援体制、連携体制、人材育成、女性・外国人等・境界知能の子どもへの配慮、差別解消・いじめ・虐待防止への対策、自治体の支援体制の課題に関するアンケート「発達障害児・知的障害児に

関する支援状況調査」（資料）への回答を依頼した。アンケート票は郵送としたが、回答は紙媒体およびインターネット上の回答フォームを介した方法のどちらでも可とした。

回収したデータは、基礎自治体の人口規模によって4群に分けて分析した。

（倫理面への配慮）

研究対象者への侵襲的介入はない。本研究では、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針「第5章第12：インフォームドコンセントを受ける手続等」に基づき、収集するデータに個人情報が含まれないため、アンケートへの回答をもって同意したとみなす。本研究は、信州大学医倫理委員会の承認を得ている。

C. 研究結果

回収率は、全体で221自治体中114自治体（51.6%）であった。内訳は、政令指定都市20市中14市（70.0%）、中核市48市中27市（56.3%）、施行時特例市36市中18市（50.0%）、特別区（東京）23区中12区（52.2%）、小規模市47市中26市（55.3%）、町村47自治体中17自治体（36.2%）であった。以下、回答のあった14政令指定都市、27中核市、18施行時特例市、12特別区、26小規模市、17町村について分析した（表）。

1. 母子保健

乳幼児健診の実施は、医師会委託のみと回答した1政令指定都市、1中核市、1小規模市以外のすべての自治体で自治体が直接または自治体と医師会委託で行われていた。

健診で発達障害・知的障害が疑われた子どもへの標準的対応については、すべての規模の自治体で「市町村でフォローアップ」と明

記された回答の割合が高かった（政令指定都市13（92.9%），中核市24（88.9%），施行時特例市17（94.4%），特別区11（91.7%），小規模市22（84.6%），町村13（76.4%））。

2. 医療

発達障害・知的障害の診療を行っている医療機関は，政令指定都市では最も多かった回答が「市内に10か所以上ある」で，5市（35.7%）あった。中核市，施行時特例市，特別区，小規模市では最も多かった回答が「市内に1～5か所ある」で，中核市で21市（77.8%），施行時特例市で14市（77.8%），特別区で7区（58.3%），小規模市で12市（46.2%）であった。町村では最も多かった回答が「圏域内に1～5か所」で，11町村（64.7%）であった。

3. 療育・相談支援

境界知能での療育手帳交付を行っていると回答したのは，政令指定都市13市（92.9%），中核市14市（51.9%），施行時特例市12市（66.7%），特別区7区（58.3%），小規模市9市（34.6%），町村4町村（23.5%）であった。

障害児の診療機能と児童発達支援センターとを統合した基幹施設（「療育センター」や「子ども発達センター」など）があるかどうかという質問に対しては，1か所以上あると答えたのが政令指定都市で10（71.4%），中核市で15（55.6%），施行時特例市で8（44.4%），特別区で1（8.3%），小規模市で2（7.7%），町村で0（0.0%）であった。「ない」と回答した自治体のうち，「設置の計画あり」と答えたのは政令指定都市2市，施行時特例市1市，小規模市1市ののみであった。

基幹施設は，政令指定都市では6市が「市立のものがある」と回答したのに対して，中

核市では「市立のものがある」が7市，「市立のものはないが県立の施設がある」が5市，施行時特例市では「市立のものがある」が1市，「市立のものはないが県立の施設がある」が2市であった。

診療機能と児童発達支援センターとを統合した基幹施設（「療育センター」や「子ども発達センター」など）の診療部門では，初診申し込みから受診まで1か月未満と答えたのは2中核市と3施行時特例市ののみであり，最も多かったのが1～3か月であったが，3か月以上，中には1年以上待つという自治体もあった。

基幹施設の児童発達支援センターで知的障害のない発達障害児を受け入れているかどうかとの質問については，回答率が低かったが，政令指定都市，中核市，施行時特例市，特別区で回答があったもののうち3分の2以上で受け入れているとの回答であった。知的障害でも発達障害でもない境界知能の児の受け入れについては，半数強の自治体が受け入れているとの回答であった。児童養護施設に入所している子どもを受け入れていると回答したのは，半数弱の自治体であった。

診療機能のない児童発達支援センターがあるかどうかという質問に対しては，1か所以上あると答えたのが政令指定都市14市（100%），中核市22市（81.5%），施行時特例市15市（83.3%），特別区8区（66.7%），小規模市8市（30.8%），町村0（0%）であった。大多数が自治体立であった。

児童発達支援センターで知的障害のない発達障害児を受け入れているかどうかとの質問については回答率が低かったが，回答のあつたものの中では大多数の自治体で受け入れているとの回答であった。知的障害でも発達障害でもない境界知能の児の受け入れについて

はバラつきがあり、政令指定都市、施行時特例市、特別区では6割程度、中核市および小規模市では8割以上が受け入れているとの回答であった。児童養護施設に入所している子どもを受け入れていると回答したのは、半数弱の自治体であった。

児童発達支援事業所は、「ない」と回答した自治体は政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区ではなかったが、小規模市3市(11.5%)、町村9町村(52.9%)であった。

児童発達支援事業所で知的障害のない発達障害を受け入れているかどうかとの質問については回答率が低かったが、回答のあったものの中では大多数の自治体で受け入れているとの回答であった。知的障害でも発達障害でもない境界知能の児の受け入れについても、受け入れていると回答した自治体の方が多いかった。児童養護施設に入所している子どもを受け入れていると回答した自治体は少数であった。

放課後等デイサービス事業所は、「ない」と回答した自治体は3町村のみであった。放課後等デイサービス事業所で知的障害のない発達障害を受け入れているかどうかとの質問に回答した自治体のほとんどが受け入れていると回答した。知的障害でも発達障害でもない境界知能の児の受け入れについては、町村以外の自治体では回答のあった自治体の大半で受け入れていると回答したが、町村では回答のあった12町村のうち受け入れていると回答したのは2町村で、10町村は受け入れていないと回答した。児童養護施設に入所している子どもを受け入れていると回答した自治体は少数であった。

市区町村の中の保育園・幼稚園・認定こども園等への加配職員配置、補助金、巡回等による後方支援は、回答のあった自治体の多数

で行われていた。

4. 行政の支援体制

市町村に発達障害支援の相談窓口となる発達支援室（センター）などの部署があるかどうかの質問に対して「ある」と答えたのは、政令指定都市13市(92.9%)、中核市13市(48.1%)、施行時特例市11市(61.1%)、特別区8区(66.7%)、小規模市4市(15.4%)、町村6町村(35.3%)であった。

教育委員会の中に発達障害・知的障害の特別支援教育専門の部署があるかどうかの質問に対して「ある」と答えたのは、政令指定都市12市(85.7%)、中核市19市(70.4%)、施行時特例市11市(61.1%)、特別区8区(66.7%)、小規模市3市(11.5%)、町村1町村(5.9%)であった。

発達障害に関する連携を目的とした会議の設置については、設置していると答えたのが政令指定都市13市(92.9%)、中核市19市(70.4%)、施行時特例市8市(44.4%)、特別区6区(50.0%)、小規模市13市(50.0%)、町村8町村(47.1%)であった。

市区町村だけでは不十分で、都道府県または圏域の後方支援を要するものがあるかとの質問に対して、「はい」と回答したのは、政令指定都市3市(21.4%)、中核市13市(48.1%)、施行時特例市9市(50.0%)、特別区6区(50.0%)、小規模市15市(57.7%)、町村10町村(58.8%)であった。

母子保健、障害児福祉、医療、児童福祉、幼児教育、教育等の関係機関同士の情報共有や引継ぎを促進するための事業や指針を市区町村として示しているものはあるかとの質問に対して「はい」と回答したのは、政令指定都市10市(71.4%)、中核市15市(55.6%)、施行時特例市13市(75.3%)、特別区5区

(41.7%), 小規模市10市 (38.5%), 町村 6 町村 (35.3%) であった。

発達障害や知的障害の支援者を対象とした研修プログラムを市町村で定期的に行っていると回答したのは、政令指定都市13市 (92.9%), 中核市11市 (40.7%), 施行時特例市12市 (66.7%), 特別区 8 区 (66.7%), 小規模市 7 市 (26.9%), 町村 4 町村 (23.5%) であった。

発達障害、知的障害に関する支援体制の中で女性について何か配慮しているかとの質問に対して「配慮している」と回答したのは、政令指定都市 2 市 (14.3 %), 中核市 5 市 (18.5 %), 施行時特例市 6 市 (33.3 %), 特別区 1 区 (8.3 %), 小規模市 7 市 (26.9 %), 町村 0 町村 (0 %) であった。

発達障害・知的障害に関する支援体制の中で日本語の通じない子どもについて何か配慮しているかとの質問に「配慮している」と回答したのは、政令指定都市 6 市 (42.9 %), 中核市 12 市 (44.4 %), 施行時特例 11 市 (61.1 %), 特別区 2 区 (16.7 %), 小規模市 12 市 (46.2 %), 町村 4 町村 (23.5 %) であった。

療育手帳や診断を受けていない境界知能の子どもについて何か配慮しているかとの質問に対して「配慮している」と回答したのは、政令指定都市 9 市 (64.3 %), 中核市 15 市 (55.6 %), 施行時特例市 13 市 (72.2 %), 特別区 5 区 (41.7 %), 小規模市 12 市 (46.2 %), 町村 7 町村 (41.2 %) であった。

発達障害児の差別解消、いじめ、虐待防止のために何か対策を講じているかとの質問に対して「講じている」と答えたのは、政令指定都市 11 市 (78.6 %), 中核市 15 市 (55.6 %), 施行時特例市 13 市 (72.2 %), 特別区 6 区 (50.0 %), 小規模市 13 市 (50.5 %), 町村 8 町村 (47.1 %) であった。

D. 考察

政令指定都市については清水、中核市・施行時特例市・特別区については高橋、小規模市については篠山、町村については高橋の各研究分担者が別稿でまとめた。ここでは、自治体規模による比較を中心に考察する。

まず、母子保健については、乳幼児健診の実施、および健診で発達障害・知的障害が疑われた子どもに対するフォローアップは、多くの自治体が行っていた。

医療については、政令指定都市および中核市では市内に 1 か所以上の医療機関があった。施行時特例市および特別区でもほとんどが市内・区内に医療機関があったが、一部に「圏域内」との回答があった。人口の少ない市町村では、自治体内に医療機関がなく、圏域または県内まで広げないと医療の得られない地域が過半数を占めた。とはいっても、小規模の自治体であっても多少範囲を広げれば医療の確保が可能となってきたていると思われる。

ただし、発達障害・知的障害の診療については、全国的に医療機関あるいは診療枠の絶対数がまだ不足している。今回の調査では、人口の多い自治体で医療機関の数が多いとはいえ、それらの自治体でさえも受診申し込みから初診までの期間は数か月を要するところもあった。

療育については、診療機能と児童発達支援センターとを統合した基幹施設（以下、「基幹施設」）は政令指定都市の 7 割、中核市および施行時特例市の半数前後で設置されていたが、特別区、小規模市、町村では 1 割に達しなかった。診療機能のない児童発達支援センターは政令指定都市のすべて、中核市および施行時特例市では 8 割以上、特別区の 3 分の 2 で設置されており、小規模市では 3 割、

町村ではゼロであった。小規模市の1割、町村の半数強では、児童発達支援事業所もなかった。

平成25～27年度厚生労働科学研究の提言（以下、「提言」）では、政令指定都市では複数の基幹施設とうち1つの中核施設、中核市・施行時特例市・特別区では1つ以上の基幹施設、小規模市では1つ以上の児童発達支援事業所、町村は人口1万人以上の自治体では1つ以上の児童発達支援事業所が設置されることを提言している。しかし現状ではどの規模の自治体もそこまでの水準に達していないところがまだ多いことがわかった。

一方、放課後等デイサービス事業所はほとんどの自治体すでにあり、知的障害のない発達障害もほとんどが受け入れていた。幼児期に比べて障害の診断が進み、障害児の放課後の活動の場へのニーズが幼児期に比べて相対的に高まっていることを反映しているのかもしれない。

行政の支援体制では、市町村に発達障害支援の相談窓口を設置しているところは、自治体の規模が大きいほど多く、小規模市が最も割合が低かった。発達障害に関する連携組織を設置している自治体も、政令指定都市と中核市で割合が高く、施行時特例市、特別区、小規模市、町村はすべておおよそ半数であった。一方、都道府県または圏域の後方支援が必要と答えたのは、政令指定都市で割合が低く、それ以外はすべて約半数であった。

提言では、政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区については発達障害・知的障害に関する社会資源のほぼすべてを自治体単独で確保することが望まれるとした。一方、小規模市と町村については、専門職の確保を自前で行うのはまだ困難であるとし、県または圏域による後方支援が必要とした。今回の

調査結果からは、政令指定都市でも一部に後方支援が必要と考えている自治体があり、中核市・施行時特例市・特別区では自治体単独で発達障害の支援体制をつくる段階に達しているところはまだ少ないと示された。

発達障害の支援にとってきわめて重要なつなぎ支援についても、自治体として事業や指針を示しているところはまだ多くはない。連携が重要な課題であることが、改めて示された。

本調査のもう1つの課題は、発達障害者支援法の改正によって取り組みが求められている諸課題への対応状況を把握することであった。発達障害等のある女性、外国人など日本語の能力が十分でない発達障害等の子ども、療育手帳や診断を受けていない境界知能の子ども、発達障害児の差別解消、いじめ、虐待防止等のための対策等である。これらについては、自治体規模による差はあまりなく、どこも比較的同様の傾向がみられた。具体的には、境界知能のある子への教育的配慮、差別解消への対応等は比較的なされていたが、発達障害のある女性や外国人など日本語の能力が十分でない発達障害等の子どもについては、配慮している自治体は少数にとどまった。

これらの「マイノリティの中のマイノリティ」ともいえる人たちにも十分な支援の手が行き届くためには、こうした人たちが少數ながら確実に存在することを意識して自治体の施策に取り入れていく仕組みづくりが必要であろう。

E. 結論

基礎自治体で発達障害および知的障害の行政業務を行う障害福祉部局の担当者を対象に、発達障害および知的障害の子どもに対する地域の支援体制に関する全国調査を行っ

た。乳幼児健診を拠点とした発達障害児・知的障害児の早期発見とその後の自治体によるフォローアップ、医療機関の確保、療育、幼稚園・保育園・認定こども園への支援などについては、多くの自治体で支援体制の整備が進んできていることが示された。一方、医療機関はあるものの初診申し込みから受診までの期間は数か月かかるところもあり、医療の量的充実が必要である。

人口の多い自治体では多くの機能を市で充足してきているが、小規模市や町村では基礎自治体だけで専門性を確保することが困難であり、県や圏域の後方支援が必要であることが示された。

境界知能のある子への教育的配慮や障害児の差別解消への対応は比較的なされていてが、発達障害のある女性や外国人など日本語の能力が十分でない発達障害等の子どもについては、今後もっと注目して対策を講じていく必要がある。

施と評価 平成25年度～平成27年度総合報告書（研究代表者 本田秀夫），2016

F. 健康危険情報

特記すべきことなし

G. 研究発表

1. 論文発表 別紙参照
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

I. 参考文献

本田秀夫：厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実

表. 「発達障害児・知的障害児に関する支援状況調査」の各項目への回答

		政令指定都市	中核市	施行時特例市	特別区(東京都)	小規模市	小規模町村	全體
送付数		21	49	34	23	47	47	221
回答数		14	29	10	12	32	17	114
回答率(%)		66.7	59.2	29.4	52.2	68.1	36.2	51.6

2(1) a a.乳幼児健診はどこで実施されていますか	市区町村のみの回答	8	20	8	9	20	14	市町村と医師会委託の両方のところが多い年令や対象によって分けるなど
	医師会委託のみの回答	1	1	0	0	2	0	
	市町村+医師会委託	5	8	2	3	9	3	
	その他	0	0	0	0	0	0	
2(1) b 健診で発達障害・知的障害が疑われた子どもへの標準的な対応は、以下のどれですか？	市町村でフォローアップする	13	26	9	11	27	13	市町村(市の発達センター等は含まない)でフォローアップすることを明記しているかどうかで分けた
	市町村でフォローアップしない	1	2	0	1	3	2	
	無回答	0	1	1	0	2	2	
	市町村内 1～5カ所	3	23	6	7	18	1	
児童・思春期の発達障害・知的障害を対象に保険診療による診断、心理検査、薬物治療をすべて行っている医療機関はありますか？	市町村内 6～10カ所	4	3	1	3	0	0	
	市町村内 それ以上	5	2	0	0	0	0	
	圏域内 1～5カ所	0	0	2	1	7	11	
	圏域内 6～10カ所	0	0	0	0	0	1	
	圏域内 それ以上	0	0	0	0	0	0	
	県内 1～5カ所	0	0	0	0	4	2	
	県内 6～10カ所	0	0	0	0	2	0	
	県内 それ以上	0	0	0	0	0	0	

境界知能での療育手帳の交付	いる	13	16	6	7	13	4	生活能力、養護学校への進学が適当な時、発達障害の併存、適応行動
	いない	1	5	2	0	6	5	
b 1 市区町村の中に障害児の診療機能と児童発達支援センターとを統合した基幹施設(「療育センター」や「子ども発達センター」など)はありますか?なお、「医療相談」などの名称で医師による相談を行っている場合でも、保険診療でなければここでは「診療機能」には含めません。	複数あり、うち一つが中核センター	3	0	0	0	0	0	
	複数あるが中核センターはない	3	4	1	0	0	0	
	1カ所ある	4	12	3	1	5	0	
	ない(設置の計画あり)	2	0	1	0	1	0	
	ない(設置の計画なし)	2	13	5	11	22	17	
b 2 市区町村立の基幹施設(運営は民間委託を含む)はありますか?	ある	6	7	0	1	1	0	
	ないが県立の施設ある	1	6	1	0	0	0	
	ない	1	0	2	0	1	0	
b 3 児童発達支援センターは、知的障害のない発達障害児も受け入れていますか?	はい	6	9	1	1	2	0	
	いいえ	2	3	2	0	0	0	
b 4 児童発達支援センターは、知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れていますか?	はい	4	7	1	1	2	0	
	いいえ	4	6	2	0	0	0	
b 5 児童発達支援センターは、児童養護施設に入所している子どもも受け入れていますか?	はい	3	4	1	1	2	0	
	いいえ	5	8	2	0	0	0	
b 6 診療部門では、平成29年11月時点で初診申し込みから受診までにどのくらい待ちますか?	1ヶ月未満	0	3	1	0	1	0	
	1ヶ月以上3ヶ月未満	4	4	0	0	1	0	
	3ヶ月以上6ヶ月未満	1	1	1	1	0	0	
	6ヶ月以上1年未満	2	2	1	0	0	0	
	1年以上	0	2	0	0	0	0	

C1 市区町村の中に診療機能(保険診療)のない児童発達支援センターはありますか? なお、「医療相談」などの名称で医師による相談を行っている場合でも、保険診療でなければここでは「診療機能」には含めません。	複数あり、うち一つが中核センター	2	1	0	2	0	0
	複数あるが中核センターはない	10	8	0	1	4	0
	1カ所ある	2	15	7	5	10	0
	ない(設置の計画あり)	0	1	2	1	3	3
	ない(設置の計画なし)	0	4	1	3	14	13
	把握していない	0	0	0	0	1	0
C2 市区町村立の児童発達支援センター(運営は民間委託を含む)はありますか?	ある	8	12	3	4	5	0
	ないが県立の施設ある	0	0	1	0	0	0
	ない	2	9	1	3	4	0
C3 児童発達支援センターは、知的障害のない発達障害児も受け入れていますか?	はい	9	21	5	6	9	0
	いいえ	1	0	1	0	1	0
C4 児童発達支援センターは、知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れていますか?	はい	6	16	4	4	7	0
	いいえ	4	4	2	2	3	0
C5 児童発達支援センターは、児童養護施設の入所児も受け入れていますか?	はい	5	5	2	3	3	0
	いいえ	5	14	4	2	7	0

d 1 (児童発達支援事業所) 市区町村の中に児童発達支援事業所はありますか？	複数あり、うち一部は市町村立	4	12	6	10	10	0
	複数あり、すべて民間である	10	16	3	1	14	6
	1カ所ある (市町村立)	0	0	0	0	1	0
	1カ所ある (民間)	0	0	1	0	4	2
	ない、計画あり	0	0	0	0	1	1
	ない、計画もない	0	0	0	0	2	8
	把握していない	0	0	0	0	0	0
d 2 知的障害のない発達障害児を受け入れている事業所はありますか？	はい	6	26	8	9	20	7
	いいえ	1	0	0	0	1	0
d 3 知的障害でも発達障害でもない境界知能の入所児を受け入れている事業所はありますか？	はい	4	19	6	8	16	2
	いいえ	3	6	2	1	5	4
d 4 児童養護施設の入所児も受け入れている事業所はありますか？	はい	3	2	2	3	5	1
	いいえ	4	19	5	4	16	6

e 1 市区町村の中に放課後等デイサービス事業所はありますか？	複数あり、うち一部は市町村立	1	4	2	7	4	0
	複数あり、すべて民間である	13	24	8	5	28	7
	1カ所ある（市町村立）	0	0	0	0	0	0
	1カ所ある（民間）	0	0	0	0	0	6
	ない、計画あり	0	0	0	0	0	0
	ない、計画もない	0	0	0	0	0	3
	把握していない	0	0	0	0	0	0
e 2 知的障害のない発達障害児を受け入れている事業所はありますか？	はい	8	25	8	9	23	12
	いいえ	0	0	0	0	0	1
e 3 知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れている事業所はありますか？	はい	5	21	6	9	17	2
	いいえ	1	3	2	0	6	10
e 4 児童養護施設の入所児を受け入れている事業所はありますか？	はい	1	5	2	2	4	1
	いいえ	5	15	5	5	19	12

市区町村の中に障害児相談支援事業所はありますか？	複数あり、うち一部は市町村立	8	11	5	12	9	0
	複数あり、すべて民間である	6	16	4	0	21	7
	1カ所ある（市町村立）	0	0	0	0	0	0
	1カ所ある（民間）	0	0	0	0	2	3
	ない、計画あり	0	0	0	0	0	0
	ない、計画もない	0	0	0	0	0	6
	把握していない	0	1	1	0	0	1
(4) a 市区町村の中の保育園・幼稚園・認定こども園等への発達障害児・知的障害児の通園を促進するために、どのような施策を行っていますか？	加配の職員をつける	14	20	9	10	26	11
	園に補助金をつける	14	26	8	10	21	7
	その他	1	5	1	0	7	1
(5) b 保育園、幼稚園、認定こども園等に在籍する発達障害児・知的障害児について、専門家の巡回等による以下の後方支援は行われていますか？（複数回答可）	行われている	14	26	9	11	28	15
	行われていない	0	3	0	0	2	1
(5) b 小中学校に在籍する発達障害児・知的障害児について、専門家の巡回等による以下の後方支援は行われていますか？（複数回答可）	行われている	14	25	7	11	28	17
	行われていない	0	3	2	0	2	0

複数回答可

(6) a-1 市町村に発達障害支援の相談窓口となる発達支援室(センター)などの部署はありますか?	ある	13	15	4	8	9	6
	ない(設置する計画あり)		1	0	2	0	0
	ない(設置する計画なし)	1	13	5	0	23	11
(6) a-2 発達障害に関する住民向けの周知を広報などで年1回以上行っていますか?	はい	10	21	4	8	10	6
	いいえ	3	6	5	2	17	10
2(6) b-1. 市区町村の教育委員会の中に、発達障害・知的障害の特別支援教育専門の部署はありますか?	ある	12	20	6	8	7	1
	ない(設置する計画あり)	0	0	0	0	0	0
	ない(設置する計画なし)	1	9	3	2	21	16
2(6) b-2 特別支援教育に関する住民向けの周知を広報などで年1回以上行っていますか?	はい	10	14	5	7	13	2
	いいえ	3	11	4	4	16	11
3(1) a. 市区町村には発達障害に関する連携を目的とした会議が設置されていますか?	はい	13	20	3	6	17	8
	いいえ (設置する計画あり)	1	2	2	3	1	0
	いいえ (設置する計画なし)	0	7	5	3	13	9
3(2) a 市区町村だけでは不十分で、都道府県または圏域の後方支援を要するもののはありますか?	はい	3	15	4	6	18	10
	いいえ	11	14	4	5	13	6
3(3) a. 母子保健、障害児福祉、医療、児童福祉、幼児教育、教育等の関係機関同士の情報共有や引き継ぎを促進するための事業や指針を市区町村として示しているもののはありますか?	はい	10	17	8	5	13	6
	いいえ	4	12	2	7	19	10

ペアトレ、検査、県の建物利用
助言、研修、専門職の確保、派遣など

サポートブック、連携会議が多い

4 a. 以下の職種や職員を対象とした発達障害・知的障害に関する研修プログラムを、市区町村主催の事業または市区町村の予算で定期的に行ってていますか？	行っている	13	13	4	8	13	4	
	行っていない	1	13	6	3	17	12	
5(1).発達障害、知的障害に関する支援体制の中で女性について何か配慮していますか？	配慮している	2	6	3	1	9	0	担当を女性にするなど
	配慮していない	11	19	7	8	23	17	
5(1).発達障害、知的障害に関する支援体制の中で日本語の通じない子どもについて何か配慮していますか？	配慮している	6	13	7	2	15	4	通訳、日本語講師派遣など VDトーク、外国語の問診票
	配慮していない	8	14	3	8	16	13	
5(1).発達障害、知的障害に関する支援体制の中で療育手帳や診断を受けていない境界知能の子どもについて何か配慮していますか？	配慮している	9	17	6	5	17	7	相談、外来療育、コーディネーターの配置、サービスの支給
	配慮していない	5	11	4	5	13	10	
5(1).貴自治体では、発達障害児の差別解消、いじめ、虐待防止等のために何か対策を講じていますか？	講じている	11	17	7	6	17	8	研修、巡回、対応窓口、ペアトレ
	講じていない	3	11	3	4	14	8	

発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と
支援内容に関する研究

(障害者政策総合研究事業 H28-身体・知的一般-001)

発達障害児・知的障害児に関する支援状況調査

この調査は、地域特性の異なる地方自治体を全国から抽出し、発達障害児の支援体制およびサービス利用の実態を把握することを目的としております。アンケート調査の結果については、厚生労働省に報告し、今後の発達障害児支援に関する施策に活用させていただきます。

本アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

発達障害児の支援計画および支援状況を把握しておられる担当の方々が回答してください。

市区町村における発達障害児・知的障害児に関する支援状況調査票

以下の質問について、() に記入していただき、該当する項目の□に✓を入れてください。
回答は、平成29年11月1日現在の情報をもとにお答えください。

1. 回答者

・市区町村名 () 部署名 ()
政令指定都市 中核市 施行時特例市 特別区（東京都） その他の市 町村
・回答者名 () 電話 () メール ()
・回答の際に協力をいたいたいた部署名 ()

2. 発達障害児・知的障害児の直接支援体制

(1) 母子保健

- a. 乳幼児健診はどこで実施されていますか? 市区町村 医師会委託 その他 ()
- b. 健診で発達障害・知的障害が疑われた子どもへの標準的な対応は、以下のどれですか?
- 市区町村でフォローアップせず、医療機関に紹介する (紹介先 :)
- 市区町村でフォローアップせず、発達支援の相談機関（発達障害者支援センターなど）に紹介する (紹介先 :)
- 健診後の子どもを対象としたフォローアップ事業を市区町村で行っている
- その他 ()

(2) 医療

- a. 児童・思春期の発達障害・知的障害を対象に保険診療による診断、心理検査、薬物治療をすべて行っている医療機関は?
- 市区町村にある (1~5か所 6~10か所 それ以上)
- 市区町村にはないが、圏域にある (1~5か所 6~10か所 それ以上)
- 圏域にはないが、県内にある (1~5か所 6~10か所 それ以上)

(3) 福祉

- a. 境界知能（IQで概ね70から85程度）で療育手帳を交付されている子どもがいますか?
- はい…どのような場合ですか? () いいえ
- b-1. 市区町村の中に障害児の診療機能と児童発達支援センターとを統合した基幹施設（「療育センター」や「子ども発達センター」など）はありますか? なお、「医療相談」などの名称で医師による相談を行っている場合でも、保険診療でなければここでは「診療機能」には含めません (cも同様)。
- 複数あり、うち1つがそれらの中核センターに位置づけられている
- 複数あるが、中核センターは置いていない
- 1か所ある
- ない…市区町村に設置する計画はありますか? はい いいえ

* b-1. で「ない」以外に✓を入れた場合、基幹施設についての以下の質問にお答えください。

b-2. 市区町村立の基幹施設（運営は民間委託を含む）はありますか？

ある ないが、県立の施設がある ない

b-3. 児童発達支援センターは、知的障害のない発達障害児も受け入れていますか？

はい いいえ

b-4. 児童発達支援センターは、知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れていますか？

はい いいえ

b-5. 児童発達支援センターは、児童養護施設に入所している子どもも受け入れていますか？

はい いいえ

b-6. 診療部門では、平成29年11月時点で初診申し込みから受診までにどのくらい待ちますか？

1か月未満 1か月以上3か月未満 3か月以上6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上

b-7. 診療部門では何歳まで初診を受けていますか？（　　）歳

b-8. 診療部門では何歳まで再診を受けていますか？（　　）歳

c-1. 市区町村の中に診療機能（保険診療）のない児童発達支援センターはありますか？

複数あり、うち1つが条例等によって市区町村の中核センターに位置づけられている

複数あるが、中核センターは置いていない

1か所ある

ない…市区町村に設置する計画はありますか？ はい いいえ

市区町村では把握していない

* c-1. で「ない」および「市町村では把握していない」以外に✓を入れた場合、以下にお答えください。

c-2. 市区町村立の児童発達支援センター（運営は民間委託を含む）はありますか？

ある ないが、県立のセンターがある ない

c-3. 児童発達支援センターは、知的障害のない発達障害児も受け入れていますか？

はい いいえ

c-4. 児童発達支援センターは、知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れていますか？

はい いいえ

c-5. 児童発達支援センターは、児童養護施設の入所児も受け入れていますか？

はい いいえ

d-1. 市区町村の中に児童発達支援事業所はありますか？

複数あり、うち一部は市区町村立である

複数あり、すべて民間である

1か所ある (市町村立 民間)

ない…市区町村に設置する計画はありますか？ はい いいえ

市区町村では把握していない

* d-1. で「ない」および「市町村では把握していない」以外に✓を入れた場合、以下にお答えください。

d-2. 知的障害のない発達障害児を受け入れている事業所はありますか？ はい いいえ

d-3. 知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れている事業所はありますか？

はい いいえ

d-4. 児童養護施設の入所児を受け入れている事業所はありますか？

はい いいえ

e-1. 市区町村の中に放課後等デイサービス事業所はありますか？

- 複数あり、うち一部は市町村立である
複数あり、すべて民間である
1か所ある (市町村立 民間)
ない…市区町村に設置する計画はありますか? はい いいえ
市区町村では把握していない

*e-1. で「ない」および「市町村では把握していない」以外に✓を入れた場合、以下にお答えください。

e-2. 知的障害のない発達障害児を受け入れている事業所はありますか? はい いいえ

e-3. 知的障害でも発達障害でもない境界知能の児を受け入れている事業所はありますか?

はい いいえ

e-4. 児童養護施設の入所児を受け入れている事業所はありますか? はい いいえ

f. 市区町村の中に障害児相談支援事業所はありますか？

- 複数あり、うち一部は市区町村立である
複数あり、すべて民間である
1か所ある (市町村立 民間)
ない…市区町村に設置する計画はありますか? はい いいえ
市区町村では把握していない

(4) 保育園・幼稚園・認定こども園等

a. 市区町村の中の保育園・幼稚園・認定こども園等への発達障害児・知的障害児の通園を促進するために、どのような施策を行っていますか？（複数回答可）

- 加配の職員をつける (具体的に: _____)
園に補助金を交付する (具体的に: _____)
その他 (具体的に: _____)

b. 保育園、幼稚園、認定こども園等に在籍する発達障害児・知的障害児について、専門家の巡回等による以下の後方支援は行われていますか？（複数回答可）

- 保育所等訪問支援 (市区町村内の事業者 市区町村外の事業者)
都道府県教育委員会の巡回相談
その他 (_____)
行われていない

(5) 学校

a-1. 市立の特別支援学校: ある (____) 校 ない

a-2. 知的障害特別支援学級:

公立小 (____) 校中 (____) 校、公立中 (____) 校中 (____) 校に設置

a-3. 自閉症・情緒障害特別支援学級: 小学校 (____) 校、中学校 (____) 校に設置

a-4. 情緒障害通級指導教室: 小学校 (____) 校、中学校 (____) 校に設置

a-5. 難聴・言語障害通級指導教室: 小学校 (____) 校、中学校 (____) 校に設置

a-6. 加配や支援員を導入: ある…小学校 (____) 校、中学校 (____) 校 ない

a-7. その他の支援: ある (_____ ない

b. 小中学校に在籍する発達障害児・知的障害児について、専門家の巡回等による以下の後方支援は行われていますか？（複数回答可）

保育所等訪問支援（市区町村内の事業者 市区町村外の事業者）

都道府県教育委員会の巡回相談

その他（_____）

行われていない

（6）行政

a-1. 市区町村に発達障害支援の相談窓口となる「発達支援室（センター）」などの部署はありますか？

ある…名称：（_____）、所管（課など）：（_____）

職員数と職種：（_____）

ない…設置する計画はありますか？ はい いいえ

a-2. 発達障害に関する住民向けの周知を広報などで年1回以上行っていますか？

はい いいえ

b-1. 市区町村の教育委員会の中に、発達障害・知的障害の特別支援教育専門の部署はありますか？

ある…名称：（_____）

職員数と職種：（_____）

ない…設置する計画はありますか？ はい いいえ

b-2. 特別支援教育に関する住民向けの周知を広報などで年1回以上行っていますか？

はい いいえ

3. 連携体制

（1）連携会議

a. 市区町村には、発達障害に関する連携を目的とした会議が設置されていますか？

はい…会議の名称：（_____）

いいえ…設置する計画はありますか？ はい いいえ

b. 設置されている場合、委員はどのような職種、立場の人たちで構成されていますか？

含まれるものに○をつけてください。

学識経験者 精神科医・児童精神科医 小児科医 児童福祉関係者 障害福祉関係者 普通教育関係者

特別支援教育関係者 就労支援関係者 警察関係者 司法関係者 その他（_____）

（2）市区町村と都道府県との連携

a. 市区町村だけでは不十分で、都道府県または圏域の後方支援を要するものがありますか？

はい…具体的には（_____）

いいえ

（3）つなぎ支援

a. 母子保健、障害児福祉、医療、児童福祉、幼児教育、教育等の関係機関同士の情報共有や引き継ぎを促進するための事業や指針を市区町村として示しているものがありますか？

はい…具体的には（_____）

いいえ

* 「はい」に✓を入れた場合、概要のわかる資料などがありましたら、添付してください。

4. 人材育成

- a. 以下の職種や職員を対象とした発達障害・知的障害に関する研修プログラムを、市区町村主催の事業または市区町村の予算で定期的に行ってていますか？行っているものの□に✓を入れてください。
- 行政の事務系職員 医師 医療系職種 母子保健関係職員 児童発達支援センター職員
児童発達支援事業所職員 放課後等デイサービス職員 相談支援事業所職員
スクールカウンセラー 行っていない

5. 貴自治体では、発達障害・知的障害に関する支援体制の中で、以下について何か配慮をしていますか？

(1) 女性

- 配慮している（
配慮していない
＊「配慮している」に✓を入れた場合、概要のわかる資料などがありましたら、添付してください。

(2) 日本語に通じない子ども（外国人など日本語の能力が十分でない子ども）

- 配慮している（
配慮していない
＊「配慮している」に✓を入れた場合、概要のわかる資料などがありましたら、添付してください。

(3) 療育手帳や診断を受けていない境界知能の子ども

- 配慮している（
配慮していない
＊「配慮している」に✓を入れた場合、概要のわかる資料などがありましたら、添付してください。

6. 発達障害児の差別解消、いじめ・虐待防止等のために、何か対策を講じていますか？

- 講じている（
講じていない
＊「講じている」に✓を入れた場合、概要のわかる資料などがありましたら、添付してください。

7. 貴自治体における発達障害・知的障害の支援体制全般に関して、到達している点と今後の課題について以下にご自由に書いてください。

